

尾道市立大学附属図書館規程

平成24年4月1日

規程第119号

(趣旨)

第1条 この規程は、尾道市立大学学則（平成24年規程第1号）第9条に規定する尾道市立大学附属図書館（以下「附属図書館」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 附属図書館は、図書その他の資料を収集、整理、保存して、尾道市立大学（以下「本学」という。）における教育及び研究の推進を図るとともに、広く学術の発展と地域文化の向上に寄与することを目的とする。

(職員)

第3条 附属図書館に、次の職員を置く。

(1) 附属図書館長（以下「館長」という。）

(2) その他必要な教職員

2 館長は、本学の専任教授のうちから学長が任命する。

3 館長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 館長が辞任したとき、又は館長が欠けたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第4条 館長は、附属図書館の管理運営をつかさどる。

(委員会)

第5条 附属図書館に、図書館運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、附属図書館に関する次の事項を審議する。

(1) 教育・研究の推進に資する観点からの附属図書館の業務の見直し、企画及び充実に関すること。

(2) 附属図書館の業務の企画に関すること。

(3) 図書その他附属図書館資料の選択及び収集の方針に関すること。

(4) その他附属図書館の運営に関すること。

(組織)

第6条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

(1) 館長

(2) 経済情報学科教員 1人

(3) 日本文学科教員 1人

(4) 美術学科教員 1人

(5) 附属図書館職員

(6) その他館長が必要と認める教職員

2 前1項第2号、第3号、第4号及び第6号の委員は、館長の推薦により、学長が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

4 委員は、4月1日に任命することを常例とする。ただし、4月1日以外の日に任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 運営委員会に委員長及び副委員長を置き、学長が指名する。

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

第8条 運営委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、出席委員の過半数をもって議決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、附属図書館の管理運営に関し必要な事項は、学長が定める。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

付 則 (平成27年3月26日規程第180号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 (令和6年12月19日規程第352号)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。